個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	エキストラ名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部観光プロモーション課 電話番号　0476-20-1540	
個人情報ファイルの利用目的	成田ロケーションサービス運営のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7FAX番号、8職業、9身長、10体重	
記録範囲	成田ロケーションサービスエキストラ登録希望者	
記録情報の収集方法	本人から登録申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	駐車許可者一覧表	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部観光プロモーション課 電話番号　0476-20-1540	
個人情報ファイルの利用目的	東和田駐車場定期駐車許可決定者の把握のため	
記録項目	1氏名、2住所、3市内在勤または市内在住の有無	
記録範囲	東和田駐車場定期駐車許可決定者	
記録情報の収集方法	東和田駐車場定期駐車希望者から東和田駐車場定期駐車許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	全体名簿（最新H28.5.15）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部観光プロモーション課 電話番号　0476-20-1540	
個人情報ファイルの利用目的	成田市ホームビジット制度運営のため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4職業、5言語	
記録範囲	成田市ホームビジット制度受入家庭	
記録情報の収集方法	本人からホームビジット受入家庭申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	トランジットボランティア申込者名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部観光プロモーション課 電話番号　0476-20-1540	
個人情報ファイルの利用目的	トランジットボランティア申込者の把握のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7メールアドレス、8言語	
記録範囲	トランジットボランティア申込者	
記録情報の収集方法	本人から登録申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585　千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無	
備考		